

川崎市病院局告示第5号

川崎市立川崎病院及び川崎市立井田病院における入院・外来自己負担金等
滞納者に係る滞納債権の徴収・収納業務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年4月3日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 指定公金事務取扱者の住所及び名称

東京都千代田区神田錦町1-8-11 錦町ビルディング4階・8階

弁護士法人エジソン法律事務所

社員弁護士 大達 一賢

2 公金の徴収若しくは収納の種類

川崎市立川崎病院及び川崎市立井田病院における入院・外来自己負担金等滞納者に係る滞納債権の徴収・収納業務

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで